

意見書案第 33 号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 12 月 25 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 佐 藤 弘
改 田 勝 彦
中 田 一 子
森 脇 謙 一

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、食品ロス削減推進法という。）が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。しかし、いまだ多量の食品ロスが発生しており、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は約523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が約244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間約480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄に伴い直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費などが環境に及ぼす影響も決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求める。

記

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶてまどりなどのエシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロス量の計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた小分け包装や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫、外食産業における小分け提供や持ち帰りなどの食べきりを積極的に進めるための取組を一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等に対する、企業等からの在庫食品の寄附促進や、家庭での未利用食品の寄附運動であるフードドライブを国民運動として定着させるための取組を一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の導入支援

食品ロス削減と生活に困る世帯への支援を行うために、企業、商店、個人などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫等で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の導入や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用するため、食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年12月25日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
衆議院議長
参議院議長 あて